2　法第20条第２号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第５条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第３条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

仙台湾沿岸は、宮城県石巻市の黒崎から福島県相馬市の茶屋ヶ岬までの約422kmの海岸であり、このうち、福島県仙台湾沿岸相馬港地区海岸原釜地区海岸は、福島県相馬市に位置する延長約1,638ｍの海岸である。

福島県沿岸部は、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んな地域であるが、太平洋に面していることから、これまでも津波等による被害に見舞われており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

福島沿岸の海岸保全対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を契機とし、平成26年３月に変更された仙台湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、明治三陸タイプ地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.2ｍを確保することを目標として、順次、海岸改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された海岸改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年８月に、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。また、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ミサゴ、ハイタカ、トウキョウダルマガエル、マダラヤンマ及びギンイチモンジセセリ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第１号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成26年12月２日に決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県相馬市役所

○近畿地方整備局告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手六三番一地内	〇・〇〇～八・三メートル	〇キロメートル〇・〇二メートル

(四)　指定する期日　平成二十八年十月二十六日

○近畿地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の期日	区間	図面
四十二号	平成二十八年十月二十六日	和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手六三番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局長 池田 豊人

供用開始の期日　平成二十八年十月二十六日

区間　和歌山県有田郡広川町大字河瀬字横縄手六三番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面　近畿地方整備局長　池田　豊人

縦覧場所及び同所　和歌山河川国道事務所

縦覧に供する期間　平成二十八年十月二十六日から二週間

縦覧時間　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十六日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。